

坂出市ネーミングライツ審査基準

命名権者の選定を行うため、ネーミングライツ審査委員会において、下記の採点方法に基づき審査を行います。

	審査項目	審査ポイント	評価内容	配点	採点方法												
1	応募者の適格性	(1) 応募者の適正 (2) 経営の健全性	・経営理念等から、本市施設の命名権者として適した団体か ・決算報告書等から見た経営状況は健全か	5	下記配点基準で採点												
2	応募の趣旨・目的	(1) ネーミングライツ事業の目的との整合性	・ネーミングライツ事業の目的に合致しているか	5	下記配点基準で採点												
3	愛称（案）（英文表記を含む。）および導入期間	(1) 親しみやすさ・分かりやすさ (2) 施設のイメージとの整合性 (3) 施設の管理運営への影響 (4) 付与期間	・親しみやすく、分かりやすいか	10	下記配点基準で採点												
			・施設のイメージに合うか	10	下記配点基準で採点												
			・施設の管理運営に影響しないか	5	下記配点基準で採点												
			・安定した運用が図れる期間であるか	5	<table><tr><th>契約期間</th><th>配点</th></tr><tr><td>5年</td><td>5</td></tr><tr><td>4年</td><td>4</td></tr><tr><td>3年</td><td>3</td></tr><tr><td>2年</td><td>2</td></tr><tr><td>1年</td><td>1</td></tr></table>	契約期間	配点	5年	5	4年	4	3年	3	2年	2	1年	1
					契約期間	配点											
5年	5																
4年	4																
3年	3																
2年	2																
1年	1																
4	ネーミングライツの提案対価（年額）	※設定する最低命名権料（応募可能額）以上であることが必要		30	提案金額を最も高額な提案金額で除したものに配点を乗じて、価格点を算出 小数点以下 四捨五入 例（3者から提案があった場合） 提案金額 A社 80万円 B社 50万円 C社 30万円 価格点 A社 30点×（80/80）＝30点 B社 30点×（50/80）＝19点 C社 30点×（30/80）＝11点												

5	地 域 へ の 貢 献 等	(1) 事業者等 の拠点性	・ 市内に本社・支店・ 営業所等を有してい るか	5	<table><tr><td>拠点の区分</td><td>配 点</td></tr><tr><td>市内事業者</td><td>5</td></tr><tr><td>準市内事業者</td><td>3</td></tr><tr><td>市外事業者</td><td>0</td></tr></table> ※市内事業者・・・本社または本店を 市内に有する事業者等 ※準市内事業者・・・支店または営業 所を市内に有する事業者等 ※市外事業者・・・市内事業者、準市 内事業者以外の事業者等	拠点の区分	配 点	市内事業者	5	準市内事業者	3	市外事業者	0
		拠点の区分	配 点										
		市内事業者	5										
		準市内事業者	3										
市外事業者	0												
(2) CSR（企業 の社会的責 任）	・ CSR 活動を行ってい るか	5	<table><tr><td>活動の区分</td><td>配点</td></tr><tr><td>市内を対象に行って いる</td><td>5</td></tr><tr><td>市内を対象としてい ないが行っている</td><td>3</td></tr><tr><td>行っていない</td><td>0</td></tr></table>	活動の区分	配点	市内を対象に行って いる	5	市内を対象としてい ないが行っている	3	行っていない	0		
活動の区分	配点												
市内を対象に行って いる	5												
市内を対象としてい ないが行っている	3												
行っていない	0												
(3) 施設の有 効活用や地域 の活性化につ ながる提案	・ 創意工夫による魅力 的な提案で、施設利用 の促進が図れる内容 であるか	20	下記配点基準で採点										
		計	100										

・ 審査委員の合計点を平均した最高得点の応募者を坂出市ネーミングライツ事業命名権取得予定者とします。（小数第2位を四捨五入）

・ 審査委員の合計点を平均した点数が、60点に満たない応募者との契約は行いません。（小数第2位を四捨五入）

【配点基準】

	配点		
	20 点	10 点	5 点
優れている	20 点	10 点	5 点
やや優れている	16 点	8 点	4 点
標準	12 点	6 点	3 点
やや劣っている	8 点	4 点	2 点
劣っている	4 点	2 点	1 点